

第1章 第1次上里町観光振興ビジョン策定に当たって

❖ 1-1. 背景と趣旨

観光は裾野が広く、地域循環のウエイトが高いことが特徴であり、地域経済の継続的な発展や雇用機会の増大に寄与することが期待されるに留まらず、地域住民、町内観光関係事業者・団体、観光協会、行政などのあらゆるステークホルダーが観光地域づくりに携わる過程で地域の観光資源の魅力を再発見することでシビックプライド¹⁾の醸成に繋がり、地方創生や転出抑制・定住・UIJ ターンといった人口増加に貢献することが期待されます。また、旅行や観光が人々にもたらす感動や満足感、豊かな人生を生きるための活力を生み出すとともに、地域の文化や歴史等に触れることで自らの地域に誇りと愛着を生むなど、社会的側面において重要な意義を持ちます。

他方、日本の将来推計人口を見ると、令和42(2060)年には約8,674万人まで減少、65歳以上の人口割合は約40%に達すると推計²⁾され、今後の少子高齢化や人口減少による地域活力の低下、経済成長の停滞が危惧される昨今、観光というコンテンツによる活力ある地域の実現に向け、単なるプロモーションに留まらず地域のストーリーを生かし地域経済や地域環境、コミュニティなどを総合的にマネジメントしていくことが求められます。

本格的な人口減少期に突入した現代において、観光が果たす役割はより一層重要度を増しており、国は、「成長戦略の柱」「地域活性化の切り札」に位置付け³⁾、国際相互理解・国際平和にも重要な役割を担うとして「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、全国に観光の恩恵を行きわたらせるための取り組みを展開しています。

こうした理解のもと、本町においては令和6(2024)年3月25日に上里観光の中樞を担うプラットフォームとして上里町観光協会を設立、令和7(2025)年5月22日には東日本高速道路株式会社・株式会社ネクスコ東日本エリアトラクトと「観光・物産分野における連携協定締結式」を締結するなど、観光振興の基礎づくりを進めています。

社会情勢の変化や観光需要の増大が進む今日、これまでの観光施策の成果や課題を踏まえた上でステークホルダーが上里町の将来像を共有し、それぞれが担う役割や責務を果たしながら連携しつつ持続可能な観光地域づくりを推進することが極めて重要であることから、それらの指針として、第1次上里町観光振興ビジョン（以下「本ビジョン」という。）を策定しました。



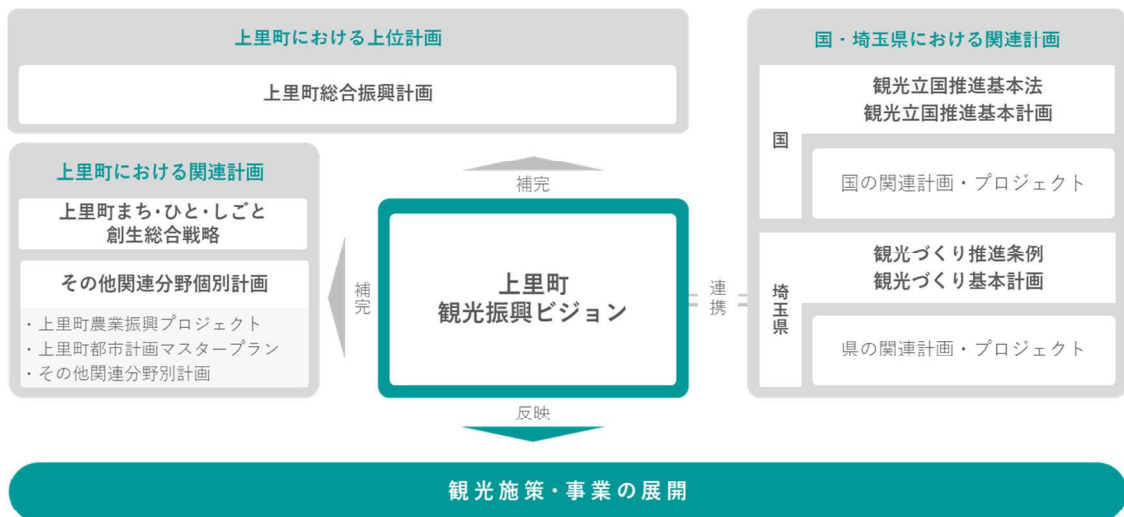
1) 地域に誇りを持ちその地域を良くするために貢献しようとする自負心。
2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」より引用
3) 国土交通省「令和7年版 国土交通白書 2025」より引用

❖ 1-2. 位置付けと期間

(1) 本ビジョンの位置付け

本ビジョンは、本町における最上位計画「第5次上里町総合振興計画（平成29年3月策定）」を上位計画として、将来像『ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”』の実現に向けた分野別計画に位置付けられ、観光施策を町政と整合性のある形で推進するための重要な指針となります。本町の観光振興における理念、戦略、施策の基本的方向性を明確にすることにより、持続可能な観光地域づくりの実現に導きます。なお、本町の具体的方策を描く「第2期上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）」及びその他関連分野における個別計画を補完するとともに、国や埼玉県の計画等と連携し整合性を図ります。

図表 1-1. 計画の位置付け



(2) 本ビジョンの計画期間

令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6か年とします。なお、施策等の達成状況を適宜確認するとともに、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行い、社会情勢の変化や課題を反映するなど、計画の柔軟性を確保しつつ実効性を向上させます。

図表 1-2. 計画期間

R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	R16年度 (2034)	R17年度 (2035)	R18年度 (2036)
第6次 上里町総合振興計画（前期基本計画） 令和9(2027)年度～令和13(2031)年度						第6次 上里町総合振興計画（後期基本計画） 令和14(2032)年度～令和18(2036)年度				
第1次 上里町観光振興ビジョン 令和8(2026)年度～令和13(2031)年度						第2次 上里町観光振興ビジョン 令和14(2032)年度～令和18(2036)年度				

❖ 1-3. 策定プロセス

本ビジョンの策定に当たっては、地域の特性に沿ったより実効性の高い計画にするため、地域住民をはじめ、町内観光関係事業者や観光旅行者など、地域内外の様々な属性の視点から幅広い意見を聴取するとともに、各種データや統計資料等に基づく客観的分析を基に、観光振興ビジョン検討ワークショップにおいて観光振興ビジョン推進サポーターにより検討・審議しました。また、本ビジョンを着実に推進するため、町政施策との整合性を確保しつつ検討を進め、策定案を作成しました。取りまとめた策定案については、パブリックコメントにより地域住民から広く意見を募り、最終的に上里町議会や上里町観光協会への報告を経て、本ビジョンを策定しました。

❖ 1-4. 対象とする観光の範囲

観光資源はその性質によって自然環境や動植物、地形・地質などの「自然資源」と、主に人間の活動によって生み出された「人文資源」に分類⁴されます。本町の観光資源は、麦畑や季節の花々等の自然資源、このはなパーク上里やゴルフ場、寺社仏閣等の人文資源で構成されています。

しかしながら、大衆化し成熟期を迎えた昨今の観光需要や来訪者動向は大きく変化し、様々なコンテンツが観光資源となり得る可能性を秘めています。上述の観光資源はもとより、従来の固定観念にとらわれない形で本町ならではの歴史や風土を活用した観光施策の展開やコンテンツ造成を推進することを目的に、本計画が対象とする観光の範囲について、以下のとおり設定します。

観光の定義⁵は、「余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動」とします。また、対象となる来訪者行動は、既存の観光資源のみならず、地域の歴史的・文化的に培われた魅力を五感で体験することを目的に、町外から来訪者が本町を訪れることを指します。

4) (公財)日本交通公社で設けている観光資源の分類。山や湖などの「自然資源」10種類、寺社や郷土風景などの「人文資源」14種類と合わせ計24種類を設定。

5) 観光庁「観光入込客統計に関する共通基準（令和5年改訂版）」より引用